

■地域主体の生活交通確保支援補助金制度の施行について

「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年12月28日施行）」に基づく施策を定め、市民、市民団体、公共交通事業者と共働して、生活交通の確保に取り組む。

◆ 課題

人口減少や高齢化の進展、ライフスタイルの変化などにより、地域の公共交通を取り巻く環境は厳しい状況にある。市内においてもバス路線の休廃止が相次ぎ、通勤・通学・通院・買い物などの日常生活に必要な生活交通の確保が課題となっている。

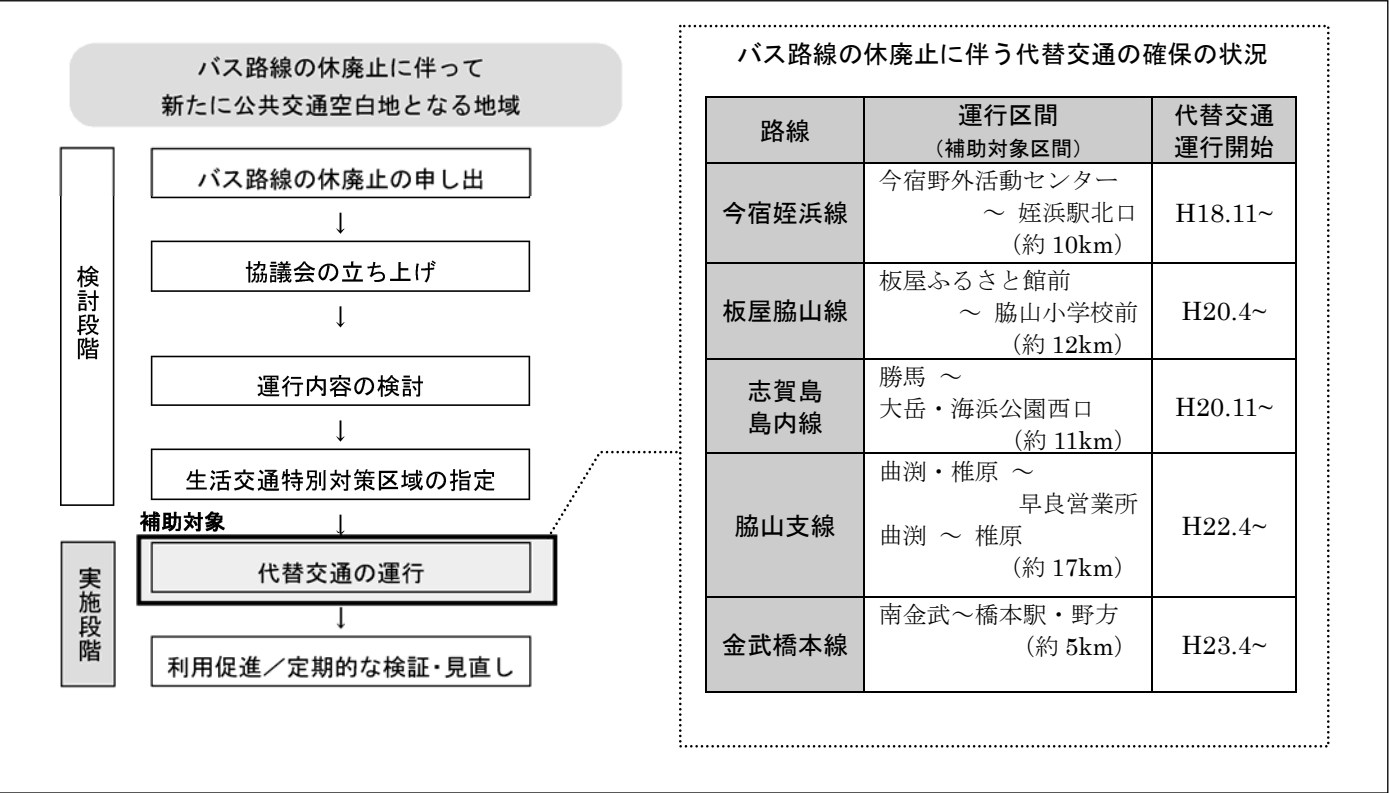
また、高度経済成長期に開発された住宅地では高齢化が顕著となり、丘陵地など、公共交通が不便な地域における生活交通の確保が課題となっている。

◆ 施策

現在、条例に基づき実施している1. バス路線の休廃止への対応に加えて、新たに2. 公共交通が不便な地域への対応を行う。

1. バス路線の休廃止への対応【継続施策】

- ・バス路線の休廃止に伴い公共交通が空白となる地域における代替交通の確保



2. 公共交通が不便な地域への対応【新規施策】

- ・公共交通が不便な地域における地域が主体となった取り組みへの支援

1) 支援の対象地域

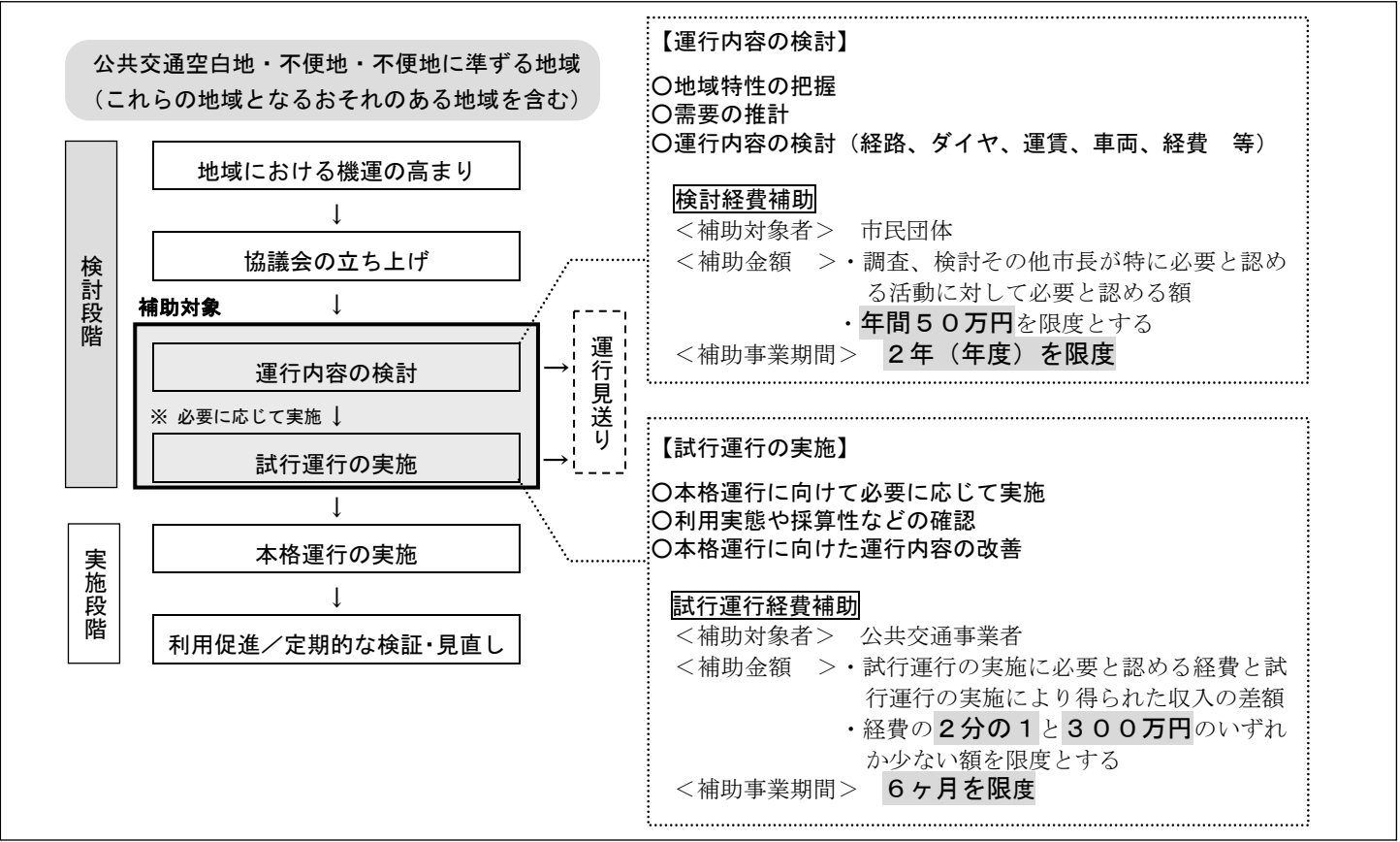
公共交通が不便な地域として、バス停・鉄道駅から一定の距離のある地域に加えて、一定の高低差のある地域についても支援の対象地域とする。

支援の対象地域	基準	
公共交通空白地	距離	バス停・鉄道駅から概ね1 k m以上離れた地域
公共交通不便地		バス停から概ね5 0 0 m、鉄道駅から概ね1 k m以上離れた地域
公共交通不便地に準ずる地域	高低差	バス停・鉄道駅と概ね4 0 m以上の高低差のある地域

- ※ 「公共交通空白地」及び「公共交通不便地」の基準は、条例に定められているものである。
- ※ バス路線の休廃止等に伴い、上記の地域となるおそれのある地域についても対象とする。

2) 支援の内容

地域の生活交通に関する課題の解決に向けた地域主体の取り組みについて、検討段階における運行内容の検討や試行運行の実施に対して予算の範囲内で補助を行う。



3) 広報

市政だより等を通じて広く取組みの周知を図るとともに、地域からの相談や問合せ窓口、出前講座等においてちらしを配布し、制度の説明を行う。